

府 食 第 6 2 3 号
令和 6 年 10 月 9 日

内閣総理大臣
石破 茂 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について

令和 6 年 10 月 2 日付け消食基第 244 号をもって内閣総理大臣から食品安全委員会に意見を求められたピリベンカルブに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

ピリベンカルブの許容一日摂取量を 0.039 mg/kg 体重/日、急性参照用量を 1.1 mg/kg 体重と設定する。